



発行 新潟県
第1号
 令和4年1月4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 3 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 4 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 5 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 6 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 7 換地計画の縦覧(農地整備課)

公 告

大規模小売店舗の新設(地域産業振興課)

告 示

◎新潟県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
クスリのアオキ上越大和薬局	上越市大和二丁目8番18号	育成医療・更生医療	令和4年1月1日
八川屋薬局 横町店	糸魚川市横町5-6-54	更生医療	令和4年1月1日

◎新潟県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

令和4年1月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	更新年月日
アイン薬局 直江津店	上越市東雲町1丁目6番11号	育成医療・更生医療	令和4年1月1日
西高田薬局	上越市大字飯1377-1	育成医療・更生医療	令和4年1月1日

◎新潟県告示第3号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年1月4日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	中野 勇治	もみ、玄米、大豆	K1517021				
	山口 武志	もみ、玄米、小麦、そば	K1521036				
	玉木 康行	もみ、玄米、大豆	K1524020				
	渡辺 徹	もみ、玄米、大豆	K1526010				
	渡部 和弘	もみ、玄米、大豆	K1526011				
	前山 菜々	もみ、玄米、大豆、そば	K152019014				
備考	略称『新潟県検査協会』 令和4年1月4日 農産物検査員1名の氏名変更、農産物検査員5名の登録抹消。検査員合計693名。						

◎新潟県告示第4号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年1月4日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	佐藤 敏彦	玄米	K1517177				
	岡村 雄一郎	玄米	K152014050				
備考	略称『米ネットワーク新潟』 令和4年1月4日 農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計112名。						

◎新潟県告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年1月4日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市大字四辻町733番地 中島 久義

退任年月日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年1月4日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市大字四辻町733番地 中島 久義
退任年月日 令和3年12月3日

◎新潟県告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和4年1月5日から令和4年2月2日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月4日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	両新	換地計画書の写し	新潟市秋葉区役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年1月4日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）クスリのアオキ浦川原店
所在地 上越市浦川原区六日町字大川原160番2 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲

住所 石川県白山市松本町2512番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年8月21日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,353平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計45台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計24.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計6.75立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後12時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 1箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和3年12月20日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和4年1月4日から令和4年5月4日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp